

## ソフトウェア評価版 貸出し規約

本規約は、東芝デジタルソリューションズ株式会社（以下「東芝デジタルソリューションズ」といいます。）が開発しお客様に無償にて使用許諾するソフトウェア製品（東芝デジタルソリューションズサイトからダウンロードされたソフトウェア。以下、「本ソフトウェア」といいます）に適用されます。

1. お客様は、本ソフトウェアの評価を行う目的に限り、かつ、日本国内に限って本ソフトウェアを使用することができます。お客様が本規約に基づいて本ソフトウェアを使用することができる期間（以下「評価期間」といいます。）は、お客様が本ソフトウェアを受領した日から1ヶ月間、又は別途東芝デジタルソリューションズが定める日までとします。

2. お客様は、本ソフトウェアを使用するためのインストール作業を行う場合を除き、本ソフトウェアの一部又は全部を東芝デジタルソリューションズの事前の書面による許可なく複製することはできません。

3. お客様は、本ソフトウェアに対して逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、改変、暗号の復号化、抜粋、若しくは別のソフトウェアへの組み込み等を行ってはならないものとします。

4. お客様は、本ソフトウェア及び本規約に基づく使用权を第三者に販売、貸与、譲渡若しくは再使用权を設定又は担保に供することはできないものとします。

5. お客様は、本規約において許諾されている権利以外、本ソフトウェアに関する知的財産権（ノウハウ等も含みます。）を含む一切の権利の許諾又は譲渡も、東芝デジタルソリューションズよりなされていないことを確認します。

6. お客様は、外国為替及び外国貿易管理法並びに技術輸出に関する日本及び関係国の全ての関連法規を遵守するものとします。尚、米国輸出管理法、外国の輸出関連法規が適用される場合にはそれらの法規も遵守するものとします。

7. 東芝デジタルソリューションズは、明示、黙示を問わず本ソフトウェアについて、債務不履行責任、不法行為責任、瑕疵担保責任、製造物責任等を含め何等の責任を負わないものとします。また、東芝デジタルソリューションズは、お客様による本ソフトウェアの使用において、本ソフトウェアに起因してお客様に生じた損害及び第三者に生じた損害に対する責任を含め、如何なる責任も負わないものとします。

8. お客様は、東芝デジタルソリューションズから返還を要求されたとき又は本ソフトウェアの評価期間終了後は、すみやかにコンピュータ上から本ソフトウェアをアンインストールしてください。

9. お客様は、本ソフトウェアの使用ないし本使用許諾に関し知り得た秘密情報を、東芝デジタルソリューションズの事前の書面による承諾を得ることなく、本使用許諾以外の目的に使用し、又は第三者に開示、漏洩しないこととします。

10. 本ソフトウェアは評価版であるため、本ソフトウェアに対するサポートは一切ありません。

以上